

北海道科学大学遺失物等取扱要領

(趣 旨)

第1条 北海道科学大学（以下「本学」という。）における遺失物の取扱いに関しては、法令又はこれに基づく特別の定めがあるもののほか、この要領に定める。

(取扱部局)

第2条 本学構内においての拾得物件が届けられた場合、学生課が取扱うものとする。但し、図書館で拾得された物件については、学術情報課が取扱うものとする。

(遺失物の処理)

第3条 取扱部局は、拾得物件の届出を受けた場合、直ちに遺失物処理簿に所要事項を記載し、拾得者に拾得物件預り書を交付して、その事項を学内に公示するものとする。ただし、拾得者が拾得に関する権利を放棄した場合は、預り書を交付せず遺失物処理簿にその旨を明記し、署名させなければならない。

2 前項の公示期間は、届出を受けた日から5日間とする。

(遺失物の返還)

第4条 取扱部局は、遺失者から物件の返還を求められた場合、学生証、身分証明書等により遺失者であるかを証明させ、遺失物処理簿に所要事項を明記し、署名させ、返還しなければならない。

(警察署への届出)

第5条 取扱部局は、第3条第2項に定める公示期間内に遺失者が判明しない場合、拾得物件の届出を受けた日から7日以内に所轄警察署に拾得物を届出なければならない。

(本学を拾得者とする場合)

第6条 拾得者が拾得に関する権利を放棄した物件については、本学を拾得者とする。

(所有権の帰属)

第7条 取扱部局は、本学が拾得物件の所有権を得た場合、速やかに警察署から当該物件の返還を受けるものとする。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、昭和48年4月1日から実施する。
- 1 この要領の改正は、昭和55年4月1日から実施する。

- 1 この要領の改正は、平成20年4月1日から実施する。
- 1 この要領の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 1 この要領の改正は、2025年4月1日から施行する。